

○国家公安委員会規則第十七号

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第六十四号）の一部の施行に伴い、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和八年八月十日

国家公安委員会委員長 赤間 二郎

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条 警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一〇七 略」 八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七條第一項第四号の三若しくは第四号の四、第百九十七條の二第二項第十号の五から第十二号まで、第百九十八條第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八條の四、第百九十八條の五第二号の二(第五十七條の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八條の六第一号(第二十九條の二第二項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第六十六條の二十八、第六十六條の五十一、第八十一条、第二百二條の十五、第百六條の十一、第百五十五條の二、第百五十六條の三、第百五十六條の二十の三、第百五十六條の二十の十七、第百五十六條の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六條の四十に係る部分に限る。) 若しくは第十一号の五、第二百二條第十二号の三、第十三号若しくは第十七号(第百六條の三第三項及び第四項、第百六條の十七第一項及び第三項並びに第百五十六條の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五條第九号、第十三号(第百六條の三第三項(第百六條の	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第二条 「同上」 「一〇七 同上」 八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七條の二第二項第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十二号まで、第百九十八條第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八條の四、第百九十八條の五第二号の二(第五十七條の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八條の六第一号(第二十九條の二第一項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第六十六條の二十八、第六十六條の五十一、第八十一条、第二百二條の十五、第百六條の十一、第百五十五條の二、第百五十六條の三、第百五十六條の二十の三、第百五十六條の二十の十七、第百五十六條の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六條の四十に係る部分に限る。) 若しくは第十一号の五、第二百二條第十二号の三、第十三号若しくは第十七号(第百六條の三第一項及び第四項、第百六條の十七第一項及び第三項並びに第百五十六條の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五條第九号、第十三号(第百六條の三第三項(第百六條の

十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六條の五の五第三項に係る部分に限る。）」若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七條の十四、第六十條の五第一項、第六十三條第八項（第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の九第七項（第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の五第一項、第六十六條の三十一第一項、第六十六條の五十四第一項及び第百五十六條の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六條の六に係る部分に限る。）」若しくは第四号（第三十六條の二第三項及び第六十六條の八第三項に係る部分に限る。）」又は第二百六条第一項第二号（第四百九条第二項前段（第百五十三條の四において準用する場合を含む。）」及び第百五十五條の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六條の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六條の二十の十一及び第百五十六條の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）」若しくは第十号（第百五十六條の二十八第三項に係る部分に限る。）」に規定する罪

「九〇四十六 略」

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

「イ〇二 略」

条の十七第四項において準用する場合を含む。）」及び第百五十六條の五の五第三項に係る部分に限る。）」若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七條の十四、第六十條の五第一項、第六十三條第八項（第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の九第七項（第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の五第一項、第六十六條の三十一第一項、第六十六條の五十四第一項及び第百五十六條の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六條の六に係る部分に限る。）」若しくは第四号（第三十六條の二第三項及び第六十六條の八第三項に係る部分に限る。）」又は第二百六条第一項第二号（第四百九条第二項前段（第百五十三條の四において準用する場合を含む。）」及び第百五十五條の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六條の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六條の二十の十一及び第百五十六條の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）」若しくは第十号（第百五十六條の二十八第三項に係る部分に限る。）」に規定する罪

「九〇四十六 同上」

四十七 「同上」

「イ〇二 同上」

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 〔(1)〕(5) 略 (6) 金融商品取引法第百九十七条第一項第四号の三若しくは第四号の四又は第百九十七条の二第一項第十号の五から第十二号までに規定する罪 〔(7)〕(29) 略 へ 〔略〕 〔四十八〕六十 略	ホ 〔同上〕 〔(1)〕(5) 同上 (6) 金融商品取引法第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五又は第十号の八から第十二号までに規定する罪 〔(7)〕(29) 同上 へ 〔同上〕 〔四十八〕六十 同上
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第六条 法第四条第一項第三号(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一〇七 略」 八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条第一項第四号の三若しくは第四号の四、第百九十七条の二第一項第十号の五から第十二号まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二(第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第二百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。)若しくは第十一号の五、第二百二条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号(第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第六条 「同上」 「一〇七 同上」 八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十二号まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二(第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第二百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。)若しくは第十一号の五、第二百二条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号(第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、第

二百五十五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）

若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六号、第六十六号の五第一項、第六十六号の三十一第一項、第六十六号の五十四第一項及び第百五十六号の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六号の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六号の二第三項及び第六十六号の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六号の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六号の二十の十一及び第百五十六号の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六号の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

〔九〇四十六 略〕

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六号の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三号の九第七項（第六十三号の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六号の五第一項、第六十六号の三十一第一項、第六十六号の五十四第一項及び第百五十六号の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六号の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六号の二第三項及び第六十六号の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六号の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六号の二十の十一及び第百五十六号の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六号の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

〔九〇四十六 同上〕

四十七 「同上」

「イゝニ 略」 ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 「(1)ゝ(5) 略」 (6) 金融商品取引法第百九十七条第一項第四号の三若しくは第四号の四又は第百九十七条の二第一項第十号の五から第十二号までに規定する罪 「(7)ゝ(29) 略」 へ 「略」 「四十八ゝ六十 略」	「イゝニ 同上」 ホ 「同上」 「(1)ゝ(5) 同上」 (6) 金融商品取引法第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五又は第十号の八から第十二号までに規定する罪 「(7)ゝ(29) 同上」 へ 「同上」 「四十八ゝ六十 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(暴力的不法行為等) 第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 「二〇七 略」 八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第百九十七条</u> <u>条</u> <u>第一項</u> <u>第四号の三</u>若しくは<u>第四号の四</u>、<u>第百九十七条の二</u> <u>第一項</u> <u>第十号の五</u>から<u>第十二号</u>まで、<u>第百九十八条</u> <u>第一項</u> <u>第一号</u>、<u>第三号</u>、<u>第三号の三</u>若しくは<u>第四号</u>から<u>第七号</u>まで、<u>第百九十八条</u> <u>の四</u>、<u>第百九十八条</u> <u>の五</u> <u>第二号</u> <u>の二</u>（<u>第五十七条</u> <u>の二十</u> <u>第一項</u>に係る部分に限る。）、<u>第百九十八条</u> <u>の六</u> <u>第一号</u>（<u>第二十九</u> <u>条</u> <u>の二</u> <u>第一項</u>から<u>第三項</u>まで、<u>第五十九条</u> <u>の二</u> <u>第一項</u>及び<u>第三項</u>、<u>第六十条</u> <u>の二</u> <u>第一項</u>及び<u>第三項</u>、<u>第六十六条</u> <u>の二</u>、<u>第六十六条</u> <u>の二十八</u>、<u>第六十六条</u> <u>の五十一</u>、<u>第八十一条</u>、<u>第二百二</u> <u>条</u> <u>の十五</u>、<u>第百六条</u> <u>の十一</u>、<u>第百五十五条</u> <u>の二</u>、<u>第百五十六</u> <u>条</u> <u>の三</u>、<u>第百五十六</u> <u>条</u> <u>の二十</u> <u>の三</u>、<u>第百五十六</u> <u>条</u> <u>の二十</u> <u>の十七</u>、<u>第百五十六</u> <u>条</u> <u>の二十四</u> <u>第二項</u>から<u>第四項</u>まで並びに<u>第百五十六</u> <u>条</u> <u>の四十</u>に係る部分に限る。）若しくは<u>第十一号</u> <u>の五</u>、<u>第二百</u> <u>条</u> <u>第十二号</u> <u>の三</u>、<u>第十三号</u>若しくは<u>第十七号</u>（<u>第百六条</u> <u>の三</u> <u>第一項</u>及び<u>第四項</u>、<u>第百六条</u> <u>の十七</u> <u>第一項</u>及び<u>第三項</u>並びに<u>第百</u> <u>五十六</u> <u>条</u> <u>の五</u> <u>の五</u> <u>第一項</u>及び<u>第四項</u>に係る部分に限る。）、<u>第</u>
改正前	(暴力的不法行為等) 第一条 「同上」 「二〇七 同上」 八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第百九十七</u> <u>条</u> <u>の二</u> <u>第一項</u> <u>第十号</u> <u>の四</u>、<u>第十号</u> <u>の五</u>若しくは<u>第十号</u> <u>の八</u>から<u>第十二号</u>まで、<u>第百九十八</u> <u>条</u> <u>第一項</u> <u>第一号</u>、<u>第三号</u>、<u>第三号</u> <u>の三</u>若しくは<u>第四号</u>から<u>第七号</u>まで、<u>第百九十八</u> <u>条</u> <u>の四</u>、<u>第百九十八</u> <u>条</u> <u>の五</u> <u>第二号</u> <u>の二</u>（<u>第五十七</u> <u>条</u> <u>の二十</u> <u>第一項</u>に係る部分に限る。）、<u>第百九十八</u> <u>条</u> <u>の六</u> <u>第一号</u>（<u>第二十九</u> <u>条</u> <u>の二</u> <u>第一項</u>から<u>第三項</u>まで、<u>第五十九条</u> <u>の二</u> <u>第一項</u>及び<u>第三項</u>、<u>第六十条</u> <u>の二</u> <u>第一項</u>及び<u>第三項</u>、<u>第六十六条</u> <u>の二</u>、<u>第六十六条</u> <u>の二十八</u>、<u>第六十六</u> <u>条</u> <u>の五十一</u>、<u>第八十一条</u>、<u>第二百二</u> <u>条</u> <u>の十五</u>、<u>第百五十六</u> <u>条</u> <u>の三</u>、<u>第百五十六</u> <u>条</u> <u>の二十</u> <u>の十七</u>、<u>第百五十六</u> <u>条</u> <u>の二十</u> <u>の四</u> <u>第二項</u>から<u>第四項</u>まで並びに<u>第百五十六</u> <u>条</u> <u>の四十</u>に係る部分に限る。）若しくは<u>第十一号</u> <u>の五</u>、<u>第二百</u> <u>条</u> <u>第十二号</u> <u>の三</u>、<u>第十三号</u>若しくは<u>第十七号</u>（<u>第百六条</u> <u>の三</u> <u>第一項</u>及び<u>第四項</u>、<u>第百六条</u> <u>の十七</u> <u>第一項</u>及び<u>第三項</u>並びに<u>第百五十六</u> <u>条</u> <u>の五</u> <u>の五</u> <u>第一項</u>及び<u>第四項</u>に係る部分に限る。）、<u>第二百五</u> <u>条</u> <u>第九号</u>、<u>第</u>

二百五十五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）

若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六号、第六十六号の五第一項、第六十六号の三十一第一項、第六十六号の五十四第一項及び第百五十六号の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六号の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六号の二第三項及び第六十六号の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六号の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六号の二十の十一及び第百五十六号の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六号の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

〔九〇四十六 略〕

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六号の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三号の九第七項（第六十三号の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六号の五第一項、第六十六号の三十一第一項、第六十六号の五十四第一項及び第百五十六号の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六号の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六号の二第三項及び第六十六号の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六号の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六号の二十の十一及び第百五十六号の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六号の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

〔九〇四十六 同上〕

四十七 「同上」

「イゝニ 略」 ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 「(1)ゝ(5) 略」 (6) 金融商品取引法第百九十七条第一項第四号の三若しくは第四号の四又は第百九十七条の二第一項第十号の五から第十二号までに規定する罪 「(7)ゝ(29) 略」 へ 「略」 「四十八ゝ六十 略」	「イゝニ 同上」 ホ 「同上」 「(1)ゝ(5) 同上」 (6) 金融商品取引法第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五又は第十号の八から第十二号までに規定する罪 「(7)ゝ(29) 同上」 へ 「同上」 「四十八ゝ六十 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第四条 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一〇七 略」 八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第百九十七</u> <u>条第一項第四号の三若しくは第四号の四、第百九十七條の二第</u> <u>一項第十号の五から第十二号まで、第百九十八條第一項第一号</u> <u>、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九</u> <u>十八條の四、第百九十八條の五第二号の二（第五十七條の二十</u> <u>第一項に係る部分に限る。）</u>、<u>第百九十八條の六第一号（第二</u> <u>十九條の二第一項から第三項まで、第五十九條の二第一項及び</u> <u>第三項、第六十條の二第一項及び第三項、第六十六條の二、第</u> <u>六十六條の二十八、第六十六條の五十一、第八十一条、第百二</u> <u>條の十五、第百六條の十一、第百五十五條の二、第百五十六條</u> <u>の三、第百五十六條の二十の三、第百五十六條の二十の十七、</u> <u>第百五十六條の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六</u> <u>條の四十に係る部分に限る。）</u>若しくは<u>第十一号の五、第二</u> <u>百第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六條の三第</u> <u>一項及び第四項、第百六條の十七第一項及び第三項並びに第</u> <u>百五十六條の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）</u>、<u>第</u> <u>二百五十五條第九号、第十三号（第百六條の三第三項（第百六條の</u>	「同上」 「一〇七 同上」 八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第百九十七</u> <u>條の二第一項第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から</u> <u>第十二号まで、第百九十八條第一項第一号、第三号、第三号の</u> <u>三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八條の四、第百九</u> <u>十八條の五第二号の二（第五十七條の二十第一項に係る部分に</u> <u>限る。）</u>、<u>第百九十八條の六第一号（第二十九條の二第一項か</u> <u>ら第三項まで、第五十九條の二第一項及び第三項、第六十條の</u> <u>二第一項及び第三項、第六十六條の二、第六十六條の二十八、</u> <u>第六十六條の五十一、第八十一条、第百二條の十五、第百六條</u> <u>の十一、第百五十五條の二、第百五十六條の三、第百五十六條</u> <u>の二十の三、第百五十六條の二十の十七、第百五十六條の二十</u> <u>四第二項から第四項まで並びに第百五十六條の四十に係る部分</u> <u>に限る。）</u>若しくは<u>第十一号の五、第二百條第十二号の三、第</u> <u>十三号若しくは第十七号（第百六條の三第一項及び第四項、第</u> <u>百六條の十七第一項及び第三項並びに第百五十六條の五の五第</u> <u>一項及び第四項に係る部分に限る。）</u>、<u>第二百五條第九号、第</u> <u>十三号（第百六條の三第三項（第百六條の十第四項及び第百六</u>

十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六條の五の五第三項に係る部分に限る。）」若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三條第八項（第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の九第七項（第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の五第一項、第六十六條の三十一第一項、第六十六條の五十四第一項及び第百五十六條の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六條の六に係る部分に限る。）」若しくは第四号（第三十六條の二第三項及び第六十六條の八第三項に係る部分に限る。）」又は第二百六条第一項第二号（第四百九条第二項前段（第百五十三條の四において準用する場合を含む。）」及び第百五十五條の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六條の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六條の二十の十一及び第百五十六條の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）」若しくは第十号（第百五十六條の二十八第三項に係る部分に限る。）」に規定する罪

「九〇四十六 略」

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

「イ〇二 略」

条の十七第四項において準用する場合を含む。）」及び第百五十六條の五の五第三項に係る部分に限る。）」若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三條第八項（第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三條の九第七項（第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六條の五第一項、第六十六條の三十一第一項、第六十六條の五十四第一項及び第百五十六條の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六條の六に係る部分に限る。）」若しくは第四号（第三十六條の二第三項及び第六十六條の八第三項に係る部分に限る。）」又は第二百六条第一項第二号（第四百九条第二項前段（第百五十三條の四において準用する場合を含む。）」及び第百五十五條の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六條の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六條の二十の十一及び第百五十六條の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）」若しくは第十号（第百五十六條の二十八第三項に係る部分に限る。）」に規定する罪

「九〇四十六 同上」

四十七 「同上」

「イ〇二 同上」

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 〔(1)〕(5) 略 (6) 金融商品取引法第百九十七条第一項第四号の三若しくは第四号の四又は第百九十七条の二第一項第十号の五から第十二号までに規定する罪 〔(7)〕(29) 略 へ 〔略〕 〔四十八〕六十 略	ホ 〔同上〕 〔(1)〕(5) 同上 (6) 金融商品取引法第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五又は第十号の八から第十二号までに規定する罪 〔(7)〕(29) 同上 へ 〔同上〕 〔四十八〕六十 同上
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(古物営業法施行規則の一部改正)

第五条 古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第一条 古物営業法(以下「法」という。)第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一〇七 略」 八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条第一項第四号の三若しくは第四号の四、第百九十七条の二第一項第十号の五から第十二号まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二(第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第二百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。)若しくは第十一号の五、第二百二条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号(第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第一条 「同上」 「一〇七 同上」 八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十二号まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二(第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。)若しくは第十一号の五、第二百二条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号(第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、第

二百五十五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）

若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六号、第六十六号の五第一項、第六十六号の三十一第一項、第六十六号の五十四第一項及び第百五十六号の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六号の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六号の二第三項及び第六十六号の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六号の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六号の二十の十一及び第百五十六号の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六号の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

〔九〇四十六 略〕

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六号の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三号の九第七項（第六十三号の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六号の五第一項、第六十六号の三十一第一項、第六十六号の五十四第一項及び第百五十六号の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六号の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六号の二第三項及び第六十六号の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六号の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六号の二十の十一及び第百五十六号の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六号の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

〔九〇四十六 同上〕

四十七 「同上」

「イゝニ 略」 ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 「(1)ゝ(5) 略」 (6) 金融商品取引法第百九十七条第一項第四号の三若しくは第四号の四又は第百九十七条の二第一項第十号の五から第十二号までに規定する罪 「(7)ゝ(29) 略」 へ 「略」 「四十八ゝ六十 略」	「イゝニ 同上」 ホ 「同上」 「(1)ゝ(5) 同上」 (6) 金融商品取引法第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五又は第十号の八から第十二号までに規定する罪 「(7)ゝ(29) 同上」 へ 「同上」 「四十八ゝ六十 同上」
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法律」という。)第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「二〇七 略」 八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条第一項第四号の三若しくは第四号の四、第百九十七条の第二項第十号の五から第十二号まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二(第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第二百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。) 若しくは第十一号の五、第二百二条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号(第百六条の三第三項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第一条 「同上」 「二〇七 同上」 八 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十二号まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二(第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。)、第百九十八条の六第一号(第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第二百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。) 若しくは第十一号の五、第二百二条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号(第百六条の三第三項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。)、第二百五条第九号、第

二百五十五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）

若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六号、第六十六号の五第一項、第六十六号の三十一第一項、第六十六号の五十四第一項及び第百五十六号の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六号の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六号の二第三項及び第六十六号の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六号の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六号の二十の十一及び第百五十六号の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六号の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

〔九〇四十六 略〕

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六号の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三号の九第七項（第六十三号の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六号の五第一項、第六十六号の三十一第一項、第六十六号の五十四第一項及び第百五十六号の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六号の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六号の二第三項及び第六十六号の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六号の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六号の二十の十一及び第百五十六号の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六号の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

〔九〇四十六 同上〕

四十七 「同上」

「イゝニ 略」 ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 「(1)ゝ(5) 略」 (6) 金融商品取引法第百九十七条第一項第四号の三若しくは第四号の四又は第百九十七条の二第一項第十号の五から第十二号までに規定する罪 「(7)ゝ(29) 略」 へ 「略」 「四十八ゝ六十 略」	「イゝニ 同上」 ホ 「同上」 「(1)ゝ(5) 同上」 (6) 金融商品取引法第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五又は第十号の八から第十二号までに規定する罪 「(7)ゝ(29) 同上」 へ 「同上」 「四十八ゝ六十 同上」
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

(確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

第七条 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 「一〇七 略」 八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第四号の三若しくは第四号の四、第百九十七条の二第一項第十号の五から第十二号まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第二百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百二条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第
改正前	(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為) 第三条 「同上」 「一〇七 同上」 八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十二号まで、第百九十八条第一項第一号、第三号、第三号の三若しくは第四号から第七号まで、第百九十八条の四、第百九十八条の五第二号の二（第五十七条の二十第一項に係る部分に限る。）、第百九十八条の六第一号（第二十九条の二第一項から第三項まで、第五十九条の二第一項及び第三項、第六十条の二第一項及び第三項、第六十六条の二、第六十六条の二十八、第六十六条の五十一、第八十一条、第百二条の十五、第百六条の十一、第百五十五条の二、第百五十六条の三、第百五十六条の二十の三、第百五十六条の二十の十七、第百五十六条の二十四第二項から第四項まで並びに第百五十六条の四十に係る部分に限る。）若しくは第十一号の五、第二百二条第十二号の三、第十三号若しくは第十七号（第百六条の三第一項及び第四項、第百六条の十七第一項及び第三項並びに第百五十六条の五の五第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五条第九号、第

二百五十五条第九号、第十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六条の五の五第三項に係る部分に限る。）

若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の九第七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六号、第六十六号の五第一項、第六十六号の三十一第一項、第六十六号の五十四第一項及び第百五十六号の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六号の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六号の二第三項及び第六十六号の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六号の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六号の二十の十一及び第百五十六号の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六号の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

〔九〇四十六 略〕

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

十三号（第百六条の三第三項（第百六条の十第四項及び第百六条の十七第四項において準用する場合を含む。）及び第百五十六号の五の五第三項に係る部分に限る。）若しくは第十六号、第二百五条の二の三第一項第一号（第三十一条第一項、第五十七条の十四、第六十条の五第一項、第六十三条第八項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三号の九第七項（第六十三号の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六号の五第一項、第六十六号の三十一第一項、第六十六号の五十四第一項及び第百五十六号の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六号の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六号の二第三項及び第六十六号の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六号の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六号の二十の十一及び第百五十六号の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六号の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

〔九〇四十六 同上〕

四十七 「同上」

「イゝニ 略」 ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪 「(1)ゝ(5) 略」 (6) 金融商品取引法第百九十七条第一項第四号の三若しくは第四号の四又は第百九十七条の二第一項第十号の五から第十二号までに規定する罪 「(7)ゝ(29) 略」 へ 「略」 「四十八ゝ六十 略」	「イゝニ 同上」 ホ 「同上」 「(1)ゝ(5) 同上」 (6) 金融商品取引法第百九十七条の二第一項第十号の四、第十号の五又は第十号の八から第十二号までに規定する罪 「(7)ゝ(29) 同上」 へ 「同上」 「四十八ゝ六十 同上」
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年八月十二日）から施行する。